

身体拘束とは

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為は、次の①～⑪のとおりです。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

こうした身体拘束は、利用者本人への弊害として、「身体機能の低下」「精神的な苦痛」、ADL（日常生活動作）の低下を招きます。拘束しているため、無理な立ち上がりや柵の乗り越えを行うことによって、重大な事故が発生する危険性があります。家族への弊害として、混乱、後悔、罪悪感などの「精神的な苦痛」、スタッフの士気低下などの「施設等への影響」や施設に対する社会的な不信・偏見などの「社会的な影響」等も軽視することはできません。

身体拘束の廃止に向けた五つの方針

身体拘束を廃止することは、決して容易なことではありません。看護・介護のスタッフだけではなく、施設全体が、さらに利用者本人やその家族を含めて関係者全員が強い意志を持って取組むことが求められます。

(1) トップが決断し、施設が一丸となった取り組み

施設管理者や看護・介護部門の責任者が「身体拘束の廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することが重要です。トップが強いリーダーシップを発揮することによって、現場のスタッフは不安感が解消され、安心して取組むことが可能になります。事故やトラブルが発生

した際に、トップが責任を引き受ける姿勢も必要です。

(2) 十分に議論し、問題意識を共有

身体拘束の弊害を認識し、どうすれば「身体拘束の廃止」が可能かを施設職員全員で十分に議論して、問題意識を共有していく努力が求められます。最も大切なのは、「利用者中心」という考え方です。家族とのコミュニケーションを密にして、身体拘束に対する基本的考え方や転倒などの事故防止策等を十分説明し、理解と協力を得る必要があります。

(3) 目指すものは、身体拘束を必要としない状態の実現

個々の利用者について、心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態をつくり出す方向を目指すことが重要です。周辺症状がある場合、そこには何らかの原因があることから、その原因を探り、取り除くことが必要です。

(4) 事故の起きない環境整備と柔軟な応援体制の確保

「ヒヤリハット」事例を分析するとともに、転倒などの事故防止対策を併せて講じる必要があります。第一は、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりです。第二は、スタッフ全員で助け合える応援体制づくりです。

(5) 代替方法の検討による限定的な対応

身体拘束をせざるを得ない場合であっても、本当に代替方法はないのかを真剣に検討することが求められています。問題を検討することなく「漫然」と拘束している場合は、直ちに拘束を解除してください。困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境整備などの創意工夫を重ねて、解除に努めてください。「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合に身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要です。

【緊急やむを得ない場合 三つの要件】

緊急やむを得ない場合とは、**切迫性** **非代替性** **一時性**の三つの要件を全て満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束のないケアのための三つの原則

身体拘束のないケアを実現するためには、施設管理者がその姿勢を示して、実践できる体制を整備するとともに、チームリーダーは、具体的な対策を講じる必要があります。さらにスタッフ一人一人が、利用者的人格を尊重し、その思いや願いを受け止めることが大切なのです。

(1) 身体拘束を誘発する原因の除去

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」とされることがあります。

- 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- 転倒の恐れのある不安定な歩行や点滴の除去などの危険な行為
- かきむしりや体を叩き続けるなどの自傷行為
- 姿勢が崩れ、体位保持が困難

これらの状況には、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくありません。そこで、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、原因を除去するケアが必要となります。

(2) 五つの基本ケアの徹底

起床、食事、排泄、清潔、活動（アクティビティ）という五つの基本ケアを実行し、利用者の生活のリズムを整えることが重要です。

(3) 身体拘束の廃止を契機とした「質の高いケア」の実現

「身体拘束の廃止」を実現していく取り組みは、施設におけるケアの質の向上や生活環境の改善の契機となり得ます。そして、「身体拘束の廃止」が最終的なゴールではありません。利用者の気持ちを大切にし、その人の立場に立ってケアを行うことが、福祉に携わる者に課せられた責務であり、福祉サービスを提供する施設の責務なのです。「入所者本位」という理念のもとで、「質の高いケア」の実現を図ることが、施設に期待されています。

入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」より）

身体拘束の防止対策

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

「身体拘束の廃止」に施設全体で取組むため、身体拘束廃止委員会を設

置する必要があります。

(2) 身体拘束のないケアのポイント

① ベッド柵の対応

- ベッド上で体動の激しい時間帯やその理由を究明して、対策を講じる。
- バランス感覚の向上や筋力アップのための段階的なリハビリプログラムの策定、栄養状態の改善等を通じて、全体的な自立支援を図る。
- ベッドから転落しても骨折や怪我をしないような環境を整備する。

② 経管栄養の対応

- アセスメントが不十分にもかかわらず点滴・経管栄養等に頼っている場合は、経口摂取を維持できないか十分に検討する。
- 点滴・経管栄養を行う場合、時間や場所、環境を適切に設定する。
- 皮膚をかきむしらないよう、常に清潔にし、痒みや不快感を除去する。

③ 車椅子の対応

- 車椅子に長時間座らせたままにしないよう、活動（アクティビティ）を工夫する。
- 立ち上がる原因の究明を図る。
- 体にあった車椅子や椅子を使用する。

④ 介護衣(つなぎ服)の対応

- おむつに頼らない排泄を目指す。
- 脱衣やおむつはずしの原因の究明を図る。
- 常に清潔にし、痒みや不快感を除去する。
- 見守りを強化し、利用者の関心を他に向ける。

⑤ その他

- 施錠解消に努める。
施錠の全てが身体拘束となるわけではありませんが、利用者が「閉じ込められている」と感じるようであれば、より人間らしく生活するためには好ましいものではありません。また、火災など災害が発生した場合、施錠していることで入所者が迅速に避難できないようなことがあってはなりません。利用者の安全確保に十分配慮しつつ、スタッフの創意工夫によって施錠解消に努めてください。

平常時の食品安全における 地域住民との連携ガイドライン

1 リスクコミュニケーションとは

- あるリスクについて直接・間接に関係する人がコミュニケーションを図ることにより、リスクに対する方向性を出すことです。
- 我々は生活をしていると何らかのリスク抱えながら生活しています。座っている椅子が壊れるリスク、パソコン作業をしているときに視力が悪く、また肩こりが起こるリスク、電磁波によるリスク、NaCl等食品中に含まれる自然由来、人工由来のすべて化学物質によるリスク等様々なリスクの中で生活しています。
- しかし一方で椅子、パソコン、化学物質等は人の生活に対してメリットもあります。
- 塩蔵品はNaClを大量に使いますが、保存に役に立ち、季節によっては不足しがちな栄養素を摂取するために必要です。
- またピーナッツを保存する際に使う殺菌剤（2臭エチレン等）を使わなかったために、アフラトキシンという強力な発癌物質が発生問題になったことがあります。
- これらのリスク評価を行い、そのリスクをそれにかかる関係者が情報・意見の相互交換するリスクコミュニケーションを通じて、リスク管理していくことが重要です。
- これらをリスクアナリシス（リスク分析）といいます。
- 今回ここでは平成16年3月（財）農林水産奨励会農林水産政策情報センターの「食品安全に関するリスクコミュニケーションガイドライン」によるリスクコミュニケーションの定義のうち、クライシスコミュニケーションを除いたものについて述べます。

【参考】

食品安全に関するリスクコミュニケーションガイドラインの要旨

平成16年3月 (財) 農林水産奨励会 農林水産政策情報センター

「リスクコミュニケーション」は、

- ①食品安全に関する情報提供、消費者の知識の獲得
- ②危機発生時における情報提供フィードバックを得ること
- ・・・・クライシスコミュニケーション
- ③合意形成を含む概念として用いている。

2 食品安全とリスクコミュニケーション

- 特に食品安全の分野で考えると、食品はいろいろな物質の複合体であり、たとえば糖質であっても摂取量が多ければ、糖尿病を含む様々なリスクになります。つまり絶対安全（ゼロリスク）な食品はありません。
- 食品のリスクとは、食品中のハザード（健康に悪影響をもたらす可能性のある物質等）が存在する結果として生じる悪影響の確率であり、それは物質の有害性と摂取量によってきます。

○ 安全と安心は別概念

「安全」は科学的評価可能である（客観的）概念であるが、「安心」できるかどうかは心理的（主観的）概念であります。したがって安全と安心のギャップがでてきます。これがリスクコミュニケーションをむずかしくしている要因です。

たとえば

- ・リスクの認知ギャップ：リスクがよくわからないもの、情報がないもの、自分でコントロールできないものは実際のリスクよりリスクを大きく感じる。また便利性や利益がはっきりしておるもの、自分でコントロールできるものはリスクを小さく感じる。
- ・食品の安全性についての思い込み：自然由来のものは安全、合成化学物質はみな危険。有害なものが少しでも入っていれば危険。

また、安全な食品が安心できる食品と認知されるためには不断の努力が必要であり、これは信頼・信用を高めることから始まります。

○科学ベースでリスク評価を行い、消費者や事業者等とのコミュニケーションを通じて、リスク管理方法を法制化も含んで（リスク）管理します。

○これらをリスクアナリシス（リスク分析）といいます。

○これらの取り組みを通じて、消費者、事業者、行政等の信頼関係を作り上げていくことができます。

○リスクコミュニケーションを難しくしている要因は「リスクの認知ギャップ」「食品の安全性についての思い込み」です。

○厚生労働省の食品安全確保の取り組みの基本的考え方

食品の安全確保の仕組み（リスク分析）

リスク分析（リスクアナリシス）

- リスク分析とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセス

リスク評価（科学ベース）

食品安全委員会

- ・リスク評価の実施
健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質が食品中に含まれている場合に、どのくらいの確率でどの程度の悪影響があるのか評価

食品安全基本法

リスク管理（政策ベース）

厚生労働省

- ・食品中の含有量について基準を設定表示
- ・基準や表示が守られているかの監視など

食品安全法等

農林水産省

- ・農薬の使用基準の設定
- ・えさや肥料中の含有量について基準を設定
- ・動物用医薬品等の規制
- ・表示など

農薬取締法 飼料安全法 等

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全に関する情報の共有と相互の意見交換
- ・消費者等関係者の意見の施策への反映

厚生労働省ホームページより

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/dl/050624-1a.pdf>

3 リスクコミュニケーションの方法

地域住民との連携を中心にしてリスクコミュニケーションの方法について列記します。

このリスクコミュニケーションの方法については経済産業省の「事業者がおこなうリスクコミュニケーションの方法」に関する資料もとに、食品安全分野に置き換えて取り組みを事例を参考にしながら具体的に列記します。リスクコミュニケーションにはいろいろなバラエティがあり、それぞれに意味は重要であり、さらに充実していくために何が必要かを考える必要があります。1) マスメディアや印刷物の活用、2) 日常的に住民と対話する用意についてはわりと多くのところで行われていますので、3) 以下について参考になりそう事例を紹介します。

1) マスメディアや印刷物の活用

- ポスター、チラシ等印刷物の活用
- ビデオや動画等の活用
- C A T V等マスコミの活用
- インターネットによる双方向のやりとり

2) 日常的に住民と対話する用意

- 苦情への迅速な対応
常日頃事業者や行政に届く苦情に適切に対応することにより、消費者とのコミュニケーションはとり易くなる
- 相談や苦情等の受付窓口の設置と明確化
上記の対応ために窓口の設置と明確化、そして十分な周知が必要

3) 事業の参加型の取り組み・・・・・ 双方向

- モニター制度の導入 **事例 (宇部)**
モニターを委嘱し、日常の買い物を通じて、食品表示や食品衛生にモニタリングを実施する
- 一日食品衛生監視員 **事例 (杉並)**
住民に一日だけ食品衛生監視員として保健所職員と一緒に監視を行ってもらうもので、杉並では親子で実施されている
- 食品衛生協会との合同パトロール等 **事例 (雲南)**
行政と事業者が一緒になって、飲食店などの食品衛生事業者への指導を行う
- 講習会等の活用
 - ・食品安全講習会の開催 **事例 (杉並、県南、多摩府中)**
行政や事業者が協力して、小学生等の消費者に参加してもらい講習会を開催している。
 - ・乳児健診、母親教室等保健所・市町村実施事業時に開催 **事例 (杉並)**
乳幼児健診など保健所や市町村の食品衛生関係の事業とは別の事業を実施するときに、合わせて啓発活動を実施する。
 - ・地域のイベント等に合わせて開催 **事例 (杉並、多摩府中、渋川)**
行政、事業者、商工会が一緒になって地域のイベントとして講習会を開催し、それぞれの役割分担の中で実施されている。

- 4) 企画も含めた参加型の取り組み・・事業企画、食品衛生対策の方向性を合同で検討
○それぞれの事業の企画

事例（宇部、飯田、山城南、県南、雲南、多摩府中、松江、渋川）

行政、事業者、消費者がどれぞれ単独ではなく、2者、3者が合同で取り組み、事業効果を上げると同時に、共同で行うことにより、お互いの相互理解が進む

- 課題を整理し、改善役割持った部署への情報提供

企画にかかわらず関係者が集まると、食品衛生以外にもいろいろな課題が出ることがあるが、それらについてほかの行政部署等に伝えると3者の信頼関係がより深まることがある。

- 5) 意見交換の開催 事例（山城南、杉並、松江）

行政、事業者、消費者がそれぞれの取り組みをPRする等意見交換を來ない、相互理解を深めている。松江ではクロスゲームを使うなどの工夫をしている。

- 6) 保健所レベルでの施策への参画

- 食品衛生監視計画策定への参加等

都道府県は食品衛生監視計画に基づいて監視をおこなっているが、保健所レベルで実施するときに、どのように行うかなどの意見を聞いて、やり方を考えたり、監視後の評価することも考えられる。

- 7) 体制整備

- 関係機関間連携

事例（杉並、多摩府中、飯田、松江）

事業を実施するときに関係機関も、食品衛生関係、農政関係、消費者関係等にかかわる多くの部署が、関係して事業実施することで、事業効果を上げると同時に、お互いの共通理解を深めることができる

- 地域住民との連携のための組織 事例（杉並）

関係機関だけでなく消費者団体等の住民団体との連携をとることにより、事業効果を上げると同時に、お互いの共通理解を深めることができる。

- 8) 評価

事例（雲南）

取り組みを終了後、課題を整理して、取り組みのバージョンアップにつなげている。

【参考】

リスクコミュニケーションの方法は？

●日常的に住民と対話する用意



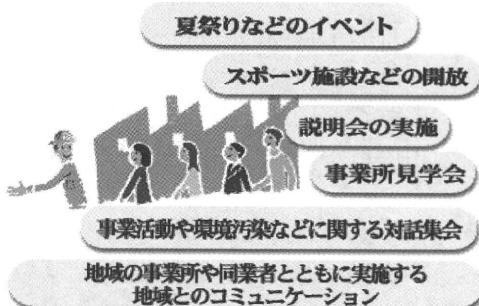
●マスメディアや印刷物の活用



●地域活動に協働で取り組む



●地域住民が参加しやすいイベントの開催



経済産業省 Hp より

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/r_tool.htm

4 リスクコミュニケーションの実施のポイント

1) 現状の把握

消費者の食品安全に関する懸念事項は何か、懸念のレベルは何かを把握する。

営業者の食品安全上の課題について把握する。

意見交換をする中でもある程度把握できるし、また企画に参加することで把握はできる。多摩府中保健所ではそれを量的に把握して問題の大きさ、またその調査を印刷物にして啓発の資料としている。事例（多摩府中）

2) 地域の中で信頼されている人や学者等との意見交換などによる地域ニーズの把握

食品安全は安心の側面から、いわゆるフードファンディズム（注＊）の問題で、大きな声であるものが地域のニーズでないこともある。

そのために地域信頼されている人（住民代表、意識の高い人等）や専門家等との意見交換をして、把握した事実について客観的に見直す。

3) 目的・目標の設定

リスクコミュニケーションの目的、目標を明確にして内部の関係者で理解を共有しておく。いつ、誰に対して、どのようなメッセージを伝えるか、その際、どの手法を用いるかを検討し、内部の役割分担とスケジュールを決めます。

4) リスクコミュニケーションの相手の選定

影響を与えると思われる、メッセージを伝えるべき相手や地域の範囲を慎重に決めます。事例（多摩府中、県南、松江等）

5) メッセージの作成、テスト

伝えたい内容について、わかりやすいメッセージを作成する
事前に模擬的にテストを行って、メッセージを見直します。

分かりやすいメッセージとは、例えば。

- ・専門用語を使わない。あいまいな表現は使わない。
- ・メッセージを簡潔にする。
- ・データの根拠を明確にする。
- ・関連する情報源を紹介し、後で各自で検証したり、調べることが可能なようになる。
- ・問い合わせ先を明記し、どのように対応できるかを示す

6) メッセージを伝える方法の検討

メッセージをどのように伝える方法を検討する（チラシ、ホームページなど）
また講演や意見交換を持つときには、日程、場所、時間を相手が参加しやすいように設定

7) リスクコミュニケーションの実施

あらかじめ決めた方法でコミュニケーションを図る

また、円滑に意見交換や講演を進めるためには、たとえば、相手を対等なパートナーとして認識する。冷静に対応する。ポイントとなるメッセージを繰り返す等がある。

またゲーム形式により仮想の問題に関して意見交換しやすくすることも考えられる

事例（松江）

8) リスクコミュニケーションを評価

情報提供の後、チラシを配る、HPを使う、講演会をする、意見交換する等の後に参加者へのアンケートを行う等、取り組みを評価し、リスクコミュニケーション全体を見直す。住民の意見がどのように生かされたか、住民にフィードバックする。

事例（雲南、多摩府中）

* フードファディズム (food faddism) とは、食べものや栄養が健康に与える影響を過大に信じること、または科学が立証した事実に関係なく何らかの食べものや栄養が与える影響を過大評価すること

5 リスクコミュニケーションの実施事例

リスクコミュニケーションの事例を先進地として視察を行った杉並保健所の特別事例報告、また昨年度の調査からより詳細調査を行った事例のうちのいくつかをリスクコミュニケーション事例として紹介する。

1) 特別事例報告（杉並保健所）

10年ほど前から事業者、消費者、保健所等が一緒にになってリスクコミュニケーションに関する取り組みを先進的に実施している。

1) 杉並保健所がリスクコミュニケーションに本格的に取り組むきっかけ

BSE、O157、雪印事件、偽装、無登録農薬使用等食品事件が繰り返し起こり、食の安全への信頼が極端に低下していた。保健所として食の安全への信頼回復のため様々な取り組みをするが、信頼の回復が困難であった。

2) リスクコミュニケーション実施の目的

食の安全への信頼回復

3) リスクコミュニケーションの取り組み経過

平成13年以前は杉並区食品衛生協会と保健所共催で消費者懇談会を開催していたが、消費者代表は、保健所が育成したボランティア等が中心で積極的に消費者グループの参加を促進していなかった。事業者、消費者、保健所が共同企画運営する「食を考える討論会」の開催をきっかけにして消費者グループとの接点が増え、また消費者側から定例の会議を求める意見が出たため、平成16年以降は時々のテーマを題材に、隔月で事業者、消費者、保健所、農水関係機関等の意見交換を持つことができるようになった。（表1）

表1 杉並保健所のリスクコミュニケーションの取り組み経過

h13年以前	・杉並区食品衛生協会と保健所共催で消費者懇談会の開催 (消費者には保健所が育成したボランティア等を対象にしたもので、どちらかというと事業者中心という感じ)
h14年	・事業者(食品衛生協会、スーパー消費者室、食肉営業者)、消費者、保健所が共同企画運営する「食を考える討論会」を開催 ・消費者センター主催の消費者グループ連絡会に食品衛生監視員が出席 ・討論会をきっかけに年2回の意見交換会が開催される
h15年	・年1回の討論会、年2回の意見交換会、年1回程度の食品工場等見学の現場調査を実施
h16年	・年1回の討論会、年5回の定例意見交換会、年1回程度の現場調査を実施

4) 現在の取り組み内容

(1) 定例意見交換会

年間5回開催し、消費者からは杉並区消費者センター連絡会・NPO・学生・一般住民等、事業者からはスーパー消費者室・杉並区食品衛生協会組合員・農協等、行政からは東京農政事務所(表示担当)、杉並区消費者センター、保健所が参加して、毎回おおむね35名程度の参加者で意見交換がされる。内容については表2のとおりです。

表2 平成19年以降の定例意見交換会の内容

内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政からの情報提供、消費者及び事業者からの活動報告 ・テーマを決めての討論及び発表 食品表示、商品購入時販売時にしたいやな思い、輸入食品、食品添加物、遺伝子組み換え食品、ノロウイルス、期限表示とリスク、いきたいお店といきたくない店、水、食肉の生食、食品安全等
参加者	H19 5回 (のべ222人) H20 5回 (のべ182人)
参加者の声	「定期的な顔合わせができ、本音で話ができる」「表示の大変さがわかった」「消費者ももっと勉強する必要がある」「自分たち（事業者）の取り組みを消費者に知ってもらえる」

(2) 食を考える討論会 (年1回)

以下各年の討論会テーマです。

- H14 食品の安全を考える～BSE、虚偽表示、違反添加物
- H15 生鮮食品の表示制度とその問題
- H16 加工食品のアレルギー表示を考える
- H17 輸入野菜の安全を考える
- H18 賢く知ろう健康食品
- H19 生命の源「水」
- H20 目から鱗の食品表示

(3) 杉並区消費者グループ連絡会への食品衛生監視員の参加 (月1回)

(4) その他のリスクコミュニケーションの取り組み

- 食と住まいのふれあい広場～出前相談
- 親子一日監視員教室
- five keys to safer food manual(WHO)を活用しての小中学校での食品衛生教育
- 家庭の衛生検査
- 乳幼児健診、母親学級等の来所者への食品衛生に関する簡易講習会
- リーフレットやチラシ等の配布

5) リスクコミュニケーションの評価と課題

杉並保健所のリスクコミュニケーションの取り組みをとおして現状での評価と課題をまとめた。(表3)

表3 杉並保健所のリスクコミュニケーションの評価と課題

評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、消費者、行政の間で相互理解及び共通認識がもてる ・消費者、事業者、行政のそれぞれの取り組みを(リスク)コミュニケーションを通じて、有機的に連携させ、効果的に実施できる ・行政は消費者及び事業者のそれぞれの意見を聞き、食品衛生対策に生かすことができる～(保健所の)食品衛生行政への住民参加 ・特に消費者団体等からの保健所の再評価(保健所の存在感のPR) ・消費者の声が聞こえることから、コミュニケーションスキルの向上等の側面で若手食品衛生監視員の教育になる
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会で出てきた意見をどう反映させるか ～区レベルで解決できるものは、監視指導計画へ反映等 都及び国レベルの問題は文書による要望書提出等 出てきた意見を公表する等、より広いコミュニケーションへ ・実施のための業務量の増大への対応 ～「リスクコミュニケーション実施のための時間を監視業務に当てるべき」との意見も根強い
----	---

6) 事業実施する際の促進要因と阻害要因

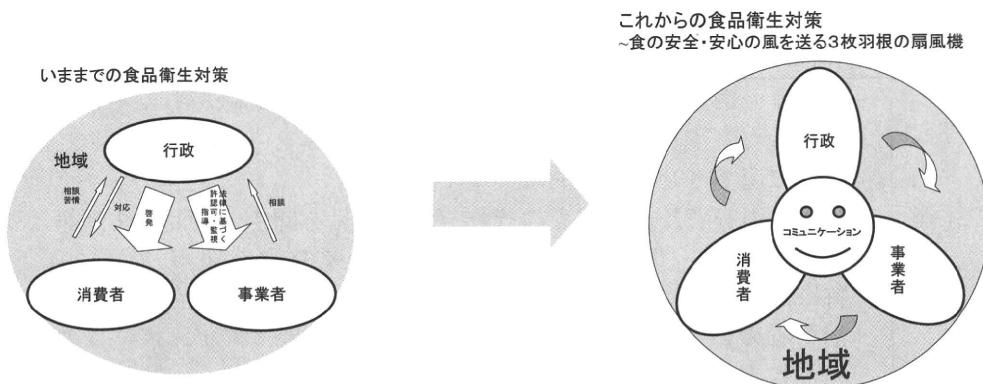
以下は他の保健所で実施するとすれば、事業実施についてどのような促進要因、阻害要因があるかについてまとめた。(表4)

表4 事業実施する際の促進要因と阻害要因

促進要因	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にある社会資源（人、関係機関等）の発掘 ・定期的かつ頻回な意見交換の開催による共通理解 ・企画段階からの住民参画 ・現場調査等共通理解のためのあらゆる工夫に共同調査の実施
阻害要因	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性についての共通認識。特に所内及び自治体内部での共通認識が重要 ・食品衛生監視員等の担当が、慣れない事業実施手法への敬遠感をもつことがある ・業務量の増大

7) まとめ

消費者の食に対する信頼回復に取り組んだ杉並保健所の事例から、食品衛生の取り組みに消費者の声を反映させ、また消費者の取り組みに食品衛生事業者や行政が参加する等のコミュニケーションを通じて、消費者・事業者・行政等の関係が良好な関係になり、いい形で歯車が回り始めている。住民の食費に対する信頼を回復し、食の安全・安心を確保するために、表4のように促進要因・阻害要因はそれぞれにあるが、あるべき食品衛生行政の方向としてコミュニケーションを中心とした消費者、食品事業者、行政等が協働活動体制を構築するが必要である。



2) 事例報告

(1) 行政、事業者が協働した取り組み

① 消費者啓発活動（群馬県渋川保健所）

【コメント】

消費者講演会を行政、事業者、商工会などを含めて共同実施している。そのなかでそれぞれの役割分担をしながら実施している。

【取り組みの背景（取り組みを始めたきっかけ、経過等）】

県協会事業（支部持ち回り）として、平成9年に渋川が当番支部として開催。以降、渋川では食品衛生月間行事として毎年、支部単独で開催している。

【取り組みの目的（目的、対象者等）】

一般消費者に食品衛生に関心を持ってもらい、食品衛生行政及び協会事業の理解と意識向上目的とする。対象は一般消費者（地域婦人会等の諸団体及び会員店舗での告知）

【運営方法（企画段階の打ち合わせ、役割分担）】

協会内に実行委員会（委員長は協会理事、保健所は衛生係長、担当が参画）を設け、事業企画を行う。委員会は7月中旬から8月中旬にかけて2～3回開催（総務、受付、会場等の係員と手順を協議）。

【取り組み内容】

- ・事業構成は講演を基盤とした2部構成で企画
- ・講演テーマは「衛生」と「健康」が基軸
- ・例年の参加者は200人前後（会場定員：参加予約制）であり、40～50人の係員（保健所職員は3人程度）で運営
- ・講演終了後、抽選会（景品は管内の企業等の製品など）
- ・運営費用は（支部）協会予算

【管轄内関係機関との連携】

商工会議所及び各商工会が参加申込者の受付と取りまとめを協力
管内の企業、団体（観光協会等）による協賛依頼

【所内等の連携（所内、本庁との連携）】

所内：開会挨拶（所長）
本庁：ホームページへの事業掲載及び記者クラブへの情報提供

【今後の取り組みの展望】

事業は継続の方向、正し予算捻出が難しくなる。（協会規模が減少傾向。著名な外部講師が招聘しにくい）

②食品衛生推進員事業（島根県雲南保健所）

【コメント】	行政と
事業者が年次計画立てて、事業目標を明確して、事業に取り組んでいる。しかも必要に応じて保健所が事後フォローを行い、評価を行っている。また事業の後はそれを次年度につなげるべく事業報告書なども作っている。	
【取り組みの背景（取り組みを始めたきっかけ、経過等）】	
平成11年度、島根県では、食品衛生監視員の補完的役割を担うため、食品衛生法第61条第2項で定められている食品衛生推進員を制度化し、翌年度から本格的に事業を開始した。 保健所の食監では行き届かない許可不用業種に対する助言や食中毒の発生に即応した巡回相談を県食品衛生協会への委託業務として開始された。実際には、県内食協各支所の食品衛生指導員が食品衛生推進員として委嘱されている。	
【取り組みの目的（目的、対象者等）】	
目的：①食品衛生に関する情報提供、点検票による巡回相談、助言 ②特産品など、県内で製造、販売されている食品の表示点検 (表示チェック)	
対象者：食品営業者（許可の要否を問わない）	
運営方法（企画段階の打ち合わせ、役割分担）	
県(本庁) … 年間事業を設定し、県食協に業務委託 県(保健所) … 本庁の指示を受け推進員に事業説明、年度末には業務実績の評価、講習会の開催 各食協支所 … 事業実施（巡回相談、表示チェック）	
<u>□食品衛生推進員委嘱数（雲南保健所管内）</u>	
・H22年度 … 78名（全ての食品衛生指導員を委嘱） ・H21年度 … 81名（ “ ” ） ・H20年度 … 84名（ “ ” ）	

取り組み内容

①回相談及び助言

各年度、食中毒リスクの高い食品や施設に対して、設定した点検項目により食品衛生推進員が施設を訪問し、点検票によりチェック、助言する。各支所で点検票を取りまとめ保健所に報告、必要があれば食品衛生監視員が後フォロー（監視指導）する。

②表示チェック事業

地域特産品を主な対象として各地区で製造・加工されている食品の表示を点検票に基づきチェックする。

③緊急対応

一方、緊急案件に対応するため、急遽食品衛生推進員による緊急点検を行った。

- ・H13年度 … 食肉取扱業、食品製造業に対する特定危険部位の緊急調査（BSE対策）
 - ・H18年度 … 県内でノロウィルス食中毒が多発（10件発生）したのを受け、飲食店営業に対する情報提供、食品従事者に対する健康確認の徹底
- 保健所の食監だけでは時間的に困難であったが、推進員の機動性が生かされた事例であった。

□H22年度スケジュール（雲南保健所管内）

- ・事業説明（第1回講習会） … 6月
 - ・巡回指導、食品表示チェック … 7月～9月
- 対象施設数：408施設
- ・保健所の後フォロー … 10月～12月
 - ・事業結果、課題の取りまとめ（第2回講習会） … 1月

管轄内関係機関との連携

業務委託を受けている食協雲南支所と事業の進捗状況や進め方に関し相談しながら実施している。

所内等の連携（所内、本庁との連携）

事業は本庁からの指示によるもので、所内においては食品衛生協会支所を所管する衛生指導グループが事務処理している。

今後の取り組みの展望

事業がスタートして10年を経過した。報告をいただいた点検票をみると、施設の営業者に助言した事が記されていることが多く見受けられようになった。また、推進員からも事業に対する評価は高く、本制度が定着してきたものと思われる。一方、豊富な推進員を抱えており、突発的な案件に対し機動力も期待される。今後、この制度の一層の推進に向け、取り組んでいきたいと考えている。

③ 市田柿における衛生管理の徹底と品質向上に向けた取り組み（長野県飯田保健所）

【コメント】

事業者と農林、衛生部局の行政が幅広く連携した取り組み

【取り組みの背景（取り組みを始めたきっかけ、経過等）】

市田柿における衛生管理の品質向上に向けた取り組み

【取り組みの目的（目的、対象者等）】

目的：カビ、異物混入等による不良市田柿の発生を防止し、安心・安全な市田柿のブランドの確立

対象者等：当所管内の柿生産農家及び市田柿製造業者等（約400戸）

【運営方法（企画段階の打ち合わせ、役割分担）】

保健所から管内農協に対し、「干し柿加工技術指針」の作成を指導し、これを基に地区園芸技術振興協議会、農協、生産・出荷・製造業者等が共同し、県地方事務所農政課、農業技術普及センター、農業試験場、保健所の助言の基に、「衛生管理マニュアル」の作成を行った。

【取り組み内容】

マニュアルの内容

- ・加工に入る前の施設の清掃と作業環境の整備
- ・作業者の衛生管理
- ・原料柿の取扱上の衛生管理
- ・剥皮・連作り作業場の衛生管理
- ・硫黄薰蒸
- ・乾燥期間の衛生管理
- ・選別・包装・出荷調整時の衛生管理

【管轄内関係機関との連携】

県の行政機関として地方事務所農政課、農業技術普及センター、農業試験場、保健所が連携した。

【所内等の連携（所内、本庁との連携）】

県庁の食品衛生管轄の食品・生活衛生課と連携を取った。

【今後の取り組みの展望】

定期的なマニュアルの見直し。

(2) 消費者と行政が協働した取り組み

① 食の安心モニター制度（山口県宇部環境保健所）

【コメント】

消費者（モニター）が消費者として役割を果たすと同時に、より消費者の身近な行政として保健所を意識してもらう取り組みとして面白い。さらにこれを事業者を含めた取り組みに発展するとリスクコミュニケーションとしてより充実した取り組みになる。

【取り組みの背景（取り組みを始めたきっかけ、経過等）】

本県においては、平成21年12月に「山口県食の安心・安全推進条例」を制定・公布し、平成21年4月から施行した。この条例には、食の安心・安全の推進に係る県民の参画について規定し、高度な知識を有する人材の育成と活用に努めるよう定めており、県民自らが進んで食の安心・安全に関する知識や理解を深め、積極的な役割を果たせるよう、平成21年5月から「食の安心モニター制度」をスタートしている。

【取り組みの目的（目的、対象者等）】

目的：消費者に日常の買い物を通じて、食品表示や食品衛生に関するモニタリングを実施

対象者等：一般公募や消費者団体から推薦のあった者を委嘱
(平成22年度：全県50名、管内10名を委嘱)

【運営方法（企画段階の打ち合わせ、役割分担）】

企画段階の打ち合わせ：モニター委嘱後に活動方法や食品表示制度等の専門的知識を習得するための研修会を実施

役割分担：消費者に日常の買い物を通じて、食品表示や食品衛生に関するモニタリングを実施し、保健所に報告

【取り組み内容】

- ・モニターには、四半期毎の定期報告と問題等を発見した場合の随時報告を依頼
- ・報告内容から指導が必要な施設については、保健所が調査、指導を実施
- ・活動状況は、県ホームページに掲載

【管轄内関係機関との連携】

食品表示については、県及び国の関係機関で「監視チーム」を設置し、合同パトロールを実施

【所内等の連携（所内、本庁との連携）】

モニターの情報は保健所に報告され、保健所を経由して本庁で集約するとともに、適時に県庁ホームページに掲載することから、本庁との連携のもとに情報を共有している。

【今後の取り組みの展望】

食の安心モニターの委嘱者については、平成24年度の目標を200人としており、今後、段階的に委嘱者数を増加しつつ、継続的にモニタリングを実施する。

(3) 事業者、行政、消費者が協働した取り組み

① 小学生の食の安全教室夏期講座（福島県県南保健所）

【コメント】

小学生に対する教育を開催するにあたって、小学生の保護者など消費者を含めた関係者が企画に参画して、実施している。この過程で消費者のニーズも把握でき、よりニーズにあった取り組みにすることができる。

【取り組みの背景（取り組みを始めたきっかけ、経過等）】

県では、小学生を対象とした「食の安全教室」を実施することにより、小学生やその家族に対して食中毒予防を含めた食品衛生思想の普及啓発に取り組んでいる。

県南保健所は「食の安全教室」参加校の募集にあたり、Aコース・上手に手洗いしてかうかな？Bコース・細菌汚染はどのように起こるかな？Cコース・細菌の増え方の違いを見てみよう、Dコース・「安全なお弁当作り」をシミュレーション、Eコース・表示を詳しく見てみようの5つのメニューを提示し、各学校の校舎を使用する「座学」又は「座学と実習」の講座として、管内の約70%の小学校が開講している。

夏休みを活用した「小学生の食の安全教室夏期講座」において、「小学生の食の安全教室」で学んだ知識が実際の現場でどのように活かされているのかを体験することは、「座学」等で学んだ知識のフォローアップに有効であるとともに、衛生管理状況を実際に体験することで、自分たちが日常食している食品を通して衛生管理の重要性を感じられるなど、食品衛生思想の普及啓発のためには非常に効果的な手段であると考えられる。

【取り組みの目的（目的、対象者等）】

小学生が学習してきた「食の安全教室」の内容をより深く理解させるため、食肉製品製造施設において衛生管理方法等を実地に学習させるとともに、小学生の保護者、製造施設関係者、食品衛生協会を始めとした団体、行政間で、製品等の安全確保に関して意見交換を行い相互理解を深め、食品の安全確保を目的とする。

【運営方法（企画段階の打ち合わせ、役割分担）】

当所衛生推進課食品衛生チームが主体となり食品衛生協会、調理師会、食品衛生指導員協議会、食肉製品製造施設との調整及び教育関係機関、各小学校との連絡調整をおこなった。